

# 第9回農業委員会総会議事録

平成27年9月7日(月)

射水市役所布目庁舎301号室

射水市農業委員会

## 議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 報告(報告第29号から第32号)  
日程第4 議事(議案第29号から第30号)

### 委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名  
委員の現在数 25名

### 出 席 委 員 ( 2 3 人 )

1 番	若林 俊明	3 番	森田 啓介
4 番	松山 宗則	5 番	舟木 康眞
6 番	永森 薫	7 番	明石 茂
8 番	前田 進	9 番	土合 正夫
10 番	城石美枝子	11 番	山谷 孝芳
13 番	前田 光春	14 番	熊西 忠治
15 番	水元 睦雄	16 番	石庭 文男
17 番	川西喜一郎	18 番	山下 隆之
19 番	杉本 周平	20 番	堀 清範
21 番	堀 正	22 番	石井 寿男
23 番	前花 敏子	24 番	竹島 信義
25 番	佐伯 瑞穂		

### 欠 席 委 員 ( 2 人 )

2 番	横山 實	12 番	村上 利之
-----	------	------	-------

### 議事日程

- 第1 議事録署名人の指名  
第2 報告第29号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について  
報告第31号 農地等第18条第6項の規定による通知等について

報告第 32 号 買受適格証明書の交付を受けた者からの農地法の規定による届出等について

議案第 29 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛

庶務係長 堀 修二

主任 田中 良仁

射水市農林水産課

副主幹 福井 有希夫

農政係長 遠藤 修

主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 9 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「20 番 堀 清範委員」「21 番 堀 正委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起る）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。  
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第29号の説明）

議長（舟木会長）

報告第29号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について  
議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。  
これより、各案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。  
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第30号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理  
について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

永森委員

番号3の案件ですが、苗字が違って使用貸借権となっていますが、これは親子ですか。

事務局(堀)

親子です。

永森委員

わかりました。

議長(舟木会長)

他にありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第31号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第31号 農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。

( 報告第 3 2 号の説明 )

議長 ( 舟木会長 )

次に報告第 3 2 号 買受適格証明書の交付を受けた者からの農地法の規定による届出等について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長 ( 舟木会長 )

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

( 「なし」の声起きる )

議長 ( 舟木会長 )

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第 3 を終わります。

議長 ( 舟木会長 )

次に日程第 4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

( 議案第 2 9 号説明・表決 )

議長 ( 舟木会長 )

それでは、まず議案第 2 9 号農地法第 3 条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の 5 ページをご覧ください。

今回は 1 件ございます。

【議案第 2 9 号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった

1 番については、生前贈与によるものです。以上です。

議長 ( 舟木会長 )

事務局の説明が終わりました。  
これより本議案について質疑に入ります。  
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。  
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。  
これにて質疑を終結いたします。  
それでは、本議案を直ちに採決いたします。  
議案第29号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。  
よって、議案第29号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第30号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。  
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書6ページの議案第30号をご覧ください。  
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。  
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第30号を議案書をもとに朗読】

1番は駐車場用地としての転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。  
これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番については山下委員より説明をお願いします。

山下委員

議案第30号の1番について説明します。

譲受人は 地内でアスファルト舗装業を営んでいます。

現在、既存敷地内で骨材置場、駐車場、残土置き場に利用しておりますが手狭な状態となっています。特に駐車場も併用しているため安全管理もままならない状態となっています。申請地は既存敷地に隣接しており一体利用できるのです大変都合がよいと考えています。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組合等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第30号について説明します。

1番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

転用目的は駐車場用地であり、集落接続の要件も満たしており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第30号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられ

たことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第9回総会を閉会します。

閉会時刻 午後14時45分

#### その他報告事項

今年度の農地パトロール日程（予定） 10月28日（水）

#### 次回開催場所と時刻について

- ・総会開催日 10月5日（月）午後2時から  
射水市役所布目庁舎301号室

議 長 舟木 康真

署名委員 堀 清範

署名委員 堀 正

第九回農業委員会総会議事録

縦  
覧  
中

縦覧期間

自 平成二十七年九月十日  
至 平成二十七年九月三十日